

令和2年2月12日

自治会町内会長 様

横浜市健康福祉局
保健事業課担当課長

受動喫煙防止を目的とする「改正健康増進法」に係るポスター
掲示及び自治会館・町内会館の対応について（依頼）

春寒の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、横浜市における保健福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、来る令和2年4月1日、望まない受動喫煙をなくすことを目的とする健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）が全面施行を迎えます。改正健康増進法は、「望まない受動喫煙をなくす」、「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮する」、「施設ごとに定められた対策を行う」を基本的な考え方としており、全面施行以降、受動喫煙防止に向けた取組が全国的に行われます。

つきましては、改正健康増進法の内容を貴会の皆様に広く周知したく、同封ポスターの掲示板への掲出について、ご協力をお願いいたします。

また、同封しました市町内会連合会での説明資料にあります自治会館・町内会館の対応につきましても、重ねてお願い申し上げます。

（送付物）

- 1 ポスター「知っていますか？新しい喫煙ルール」（サイズ A4）
- 2 市町内会連合会説明資料（サイズ A4・1部）
※ 当資料に記載の『別添「知っていますか？新しい喫煙ルール」』については、ポスターと内容が同一であるため省略しています。
- 3 禁煙標識（サイズ A6・1部）
※自治会館・町内会館を屋内禁煙にする場合にご利用いただける標識です。

改正健康増進法や受動喫煙に係る全般的なご相談は
下記までご連絡ください。

<横浜市受動喫煙対策コールセンター>

045-330-0641（平日 8:30～17:15、祝祭日を除く）

（担当） 担当 健康福祉局保健事業課
電話 045-671-2454

（区担当） 旭区福祉保健課健康づくり係
鋪、河原
電話 045-954-6146

健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）の 全面施行に伴う対応について（依頼）

1 趣旨

令和 2 年 4 月 1 日に健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）が全面施行されます。改正健康増進法は、「望まない受動喫煙をなくす」、「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮する」、「施設ごとに定められた対策を行う」を基本的な考え方としており、全面施行以降、受動喫煙防止に向けた取組が全国的に行われます。

本市でも、これまで広報よこはま等で全面施行をお知らせしてきましたが、このたび、改正健康増進法の周知や自治会館・町内会館の対応についてご依頼申し上げます。

2 改正健康増進法の概要

別添「知っていますか？新しい喫煙ルール」参照

3 自治会館・町内会館の取扱い

改正健康増進法では、学校・病院など、特に子どもや患者等に配慮すべき施設は「第一種施設」として「原則、敷地内禁煙」、飲食店やオフィスなど、それ以外のほぼ全ての施設は「第二種施設」として「原則、屋内禁煙」となります。

このうち、自治会館・町内会館は「第二種施設」の取扱いが適用されます。

具体的対応としては、「屋内禁煙」とするか、「例外的に認められる一定基準を満たした喫煙室を屋内に設置」する必要があります。また、第二種施設の屋外における喫煙は規制されておりましたが、喫煙時は周囲へ配慮することが義務付けられております。

※詳しくは裏面「参考」の留意事項をご参照ください。

4 依頼事項

(1) 周知へのご協力

自治会・町内会の掲示板に、啓発ポスターの掲示をお願いします。

区連会の開催後、単位自治会町内会長様あてにポスター（別添チラシの表面を印刷したもの）を 2 月中にお送りいたしますので、4 月末日まで掲示をお願いします。

(2) 改正健康増進法の共有及び対応

各自治会・町内会において、改正健康増進法の内容の共有をお願いします。

また、自治会館・町内会館で行われる会合や催事等での「原則、屋内禁煙（加熱式たばこを含む）」について、ご対応をお願いします。

このほか、自治会・町内会で実施する催事等の場合にも、受動喫煙防止へのご配慮をお願いします。

＜改正健康増進法全般に関する問合せ先＞
横浜市受動喫煙対策コールセンター
045-330-0641
受付：平日 8：30～17：15（祝祭日除く）

（担当） 横浜市健康福祉局保健事業課
電話 045-671-2454

（区担当） 旭区福祉保健課健康づくり係
舗、河原
電話 045-954-6146

屋内禁煙とした場合の留意事項

- ①会館出入口に禁煙の表示をお願いします。
 ※禁煙標識（A6 サイズのステッカー）を掲示板ポスターに同封してお送りします。
- ②屋外に喫煙スペースを設置する場合には、できる限り喫煙目的以外の方が立ち入らないような場所に設置してください。
- ③喫煙スペースを設置せずに喫煙する場合には、周囲への配慮をお願いします。

第二種施設における喫煙室設置時の留意事項

【ポイント1】設置できる喫煙室には、2つの種類があります。

種別	たばこの種類		飲食
	紙巻き	加熱式	
喫煙専用室	○	○	×
加熱式たばこ※ 専用喫煙室	×	○	○

※アイコス・プルームテック・グローなど

【ポイント2】喫煙室の設置には、3つの基準があります。

- ①出入口で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m 毎秒以上であること
- ②煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③煙を屋外または外部の場所に排気すること



【ポイント3】喫煙室を設置した場合、以下の事項をお守りください。

- ①喫煙室は20歳未満の方の立ち入りを禁止すること
- ②会館出入口及び喫煙室出入口に標識を掲示すること

< 喫煙専用室の場合 >



会館出入口用



喫煙室出入口用

< 加熱式たばこ専用喫煙室の場合 >



会館出入口用



喫煙室出入口用

知っていますか？ 新しい喫煙ルール

望まない受動喫煙をなくすため、**2020年4月に改正健康増進法が全面施行**されます。
一人ひとりの行動で、受動喫煙のない横浜をつくりましょう。

新ルール

〈実施中〉

- 喫煙する際の周囲への配慮義務
- 原則敷地内禁煙 ※学校、医療機関、児童福祉施設等、行政機関等

〈2020年4月〜〉

原則屋内禁煙(上記以外の全ての施設)

違反時には
罰則が科せられる場合があります

禁煙エリアでの喫煙
(加熱式たばこを含む)

〈対象〉すべての人

最大**30万円**

禁煙エリアへの
灰皿等の設置

〈対象〉施設管理権原者

最大**50万円**

ルール1 屋外でも家庭でも、喫煙する際は周囲への配慮を忘れずに。

受動喫煙は、日常の様々な場面で起こります。子どもたちや周りへの気遣いが、吸わない人の健康被害をなくします。



ルール2 人が集まる施設内でたばこは吸えません。喫煙は、決められた場所で。

屋内も敷地内も原則禁煙



例外あり 敷地内の屋外では、要件を満たした喫煙場所を設けることは可能です。

屋内は原則禁煙



例外あり 屋内でも、基準を満たした喫煙室や、ホテルや旅館等の客室、住居、喫煙が主目的の飲食店、法に基づく届出済の小規模飲食店等では喫煙することができます。

ルール3 店舗や施設の入口で、「禁煙」か「喫煙可」が分かります。

店舗や施設、喫煙場所の入口には標識の掲示が義務付けられます。



標識例



ルール4 20歳未満の方を、喫煙エリアに入れないで。

受動喫煙による健康被害の影響が大きい20歳未満の方を、喫煙エリアに立ち入らせてはなりません。

(店舗の従業員や配送業者等も含まれます)



たばこをやめたいと思ったら…

横浜市禁煙情報サイト
「禁煙NOTE」



横浜市内は、喫煙に関して、改正健康増進法のほか、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」による規定が適用されます。

内容に関する
お問合せ先

横浜市受動喫煙対策コールセンター
☎045-330-0641

〈受付時間〉
平日8時30分～17時15分
(祝祭日を除く)

横浜市 受動喫煙防止

検索

Do you know about the new smoking rules?

To get rid of unwanted second-hand smoke, the Revised Health Promotion Act will be fully implemented in April 2020. Let's work together to make Yokohama a city that does not allow or contribute to second-hand smoke.

Rule 1 Whether outside or at home, don't forget to be considerate of those around you when smoking.

Consideration of children and those around you can eliminate the health hazards of unwanted second-hand smoke.

Rule 2 You cannot smoke in facilities where people gather. Smoking must be done in designated areas.

Schools, medical facilities, children's welfare facilities, etc. are generally non-smoking throughout the property; restaurants, entertainment facilities, offices, etc. are generally non-smoking inside. As an exception, the installation of smoking areas in certain facilities and shops is permitted.

Rule 3 At the entrances of shops and facilities, signs about smoking or non-smoking rules will be posted.

For example, when choosing a restaurant, you can check whether it's smoking or non-smoking using the sign at the entrance.

Rule 4 Do not let people under 20 into smoking areas.

Do not bring minors into smoking areas. Part-time employees, delivery workers, etc. are no exception.

Violations may result in fines.

Smoking in non-smoking areas (includes heated tobacco products)

<Applicable to>
Everyone

Up to ¥300,000

Placement of ashtrays etc. in non-smoking areas

<Applicable to>
Persons with facility management rights

Up to ¥500,000

新的吸烟规则，您知道吗？

修订后的《健康增进法》将于2020年4月全面实施，以消除非自愿性被动吸烟。每个人都行动起来，创建不被动吸烟，不容许被动吸烟的横滨市。

规则 1 无论在户外还是在家中，吸烟时不可忘记考虑周围的环境。

考虑儿童和周围环境，可消除非自愿性被动吸烟导致的健康危害。

规则 2 不可在人群聚集的设施内吸烟。请到指定的地方吸烟。

学校、医疗机构、儿童福祉设施等原则上用地内严禁吸烟。餐饮店、娱乐设施、事务所等原则上室内严禁吸烟。但是，作为例外，允许部分设施、店铺设置吸烟区。

规则 3 在店铺或设施的入口处要设置关于禁烟和吸烟的标识。

例如，选择餐饮店时可根据入口处的标识确认是吸烟店还是禁烟店。

规则 4 不可让20岁以下的未成年人进入吸烟区。

不要将儿童带入吸烟区。此项同样适用于在可吸烟餐饮店打工的店员和送货人员。

违反上述规则时可能会受到罚规的处罚。

在禁烟区吸烟
(包括加热式香烟)
<对象>所有人

最高 30万日元

在禁烟区设置烟灰缸等
<对象>设施管理权限所有者

最高 50万日元

알고 계신가요? 새로운 흡연 룰.

원치 않는 간접 흡연을 없애기 위해 2020년 4월에 개정 건강증진법이 전면 시행됩니다. 한 명 한 명의 행동을 통해 간접 흡연 피해를 입히지도·피해를 입지도 않는 요코하마를 만듭시다.

룰 1 야외에서는 물론 가정에서도 흡연할 때는 주위에 대한 배려를 잊지 마세요.

아이들이나 주변에 대한 배려가 원치 않는 간접 흡연에 의한 건강 피해를 없앱니다.

룰 2 사람이 모이는 시설 내에서 담배를 피울 수 없습니다. 흡연은 정해진 장소에서.

학교, 의료기관, 아동복지시설 등은 원칙 부지 내 금연이며, 식당과 오락시설, 사무소 등은 원칙 실내 금연입니다. 다만 예외로서 일부 시설 및 점포에서는 흡연 장소를 설치할 수 있습니다.

룰 3 점포나 시설의 입구에는 금연과 흡연에 관한 표지가 게시됩니다.

예를 들면 음식점을 선택할 때, 입구의 표지를 통해 금연점인지 흡연점인지 확인할 수 있습니다.

룰 4 20세 미만의 사람을 흡연 구역에 들이지 마세요.

아이를 흡연 구역에 데려가지 마세요. 흡연할 수 있는 음식점의 아르바이트 점원이나 배송 작업자 등도 대상입니다.

위반 시에는 벌칙이 부과될 수 있습니다

금연 구역에서 흡연
(가열식담배를 포함)
<대상> 모든 사람

최대 30만 엔

금연 구역에 재떨이 등의 설치
<대상> 시설 관리 책임자

최대 50만 엔